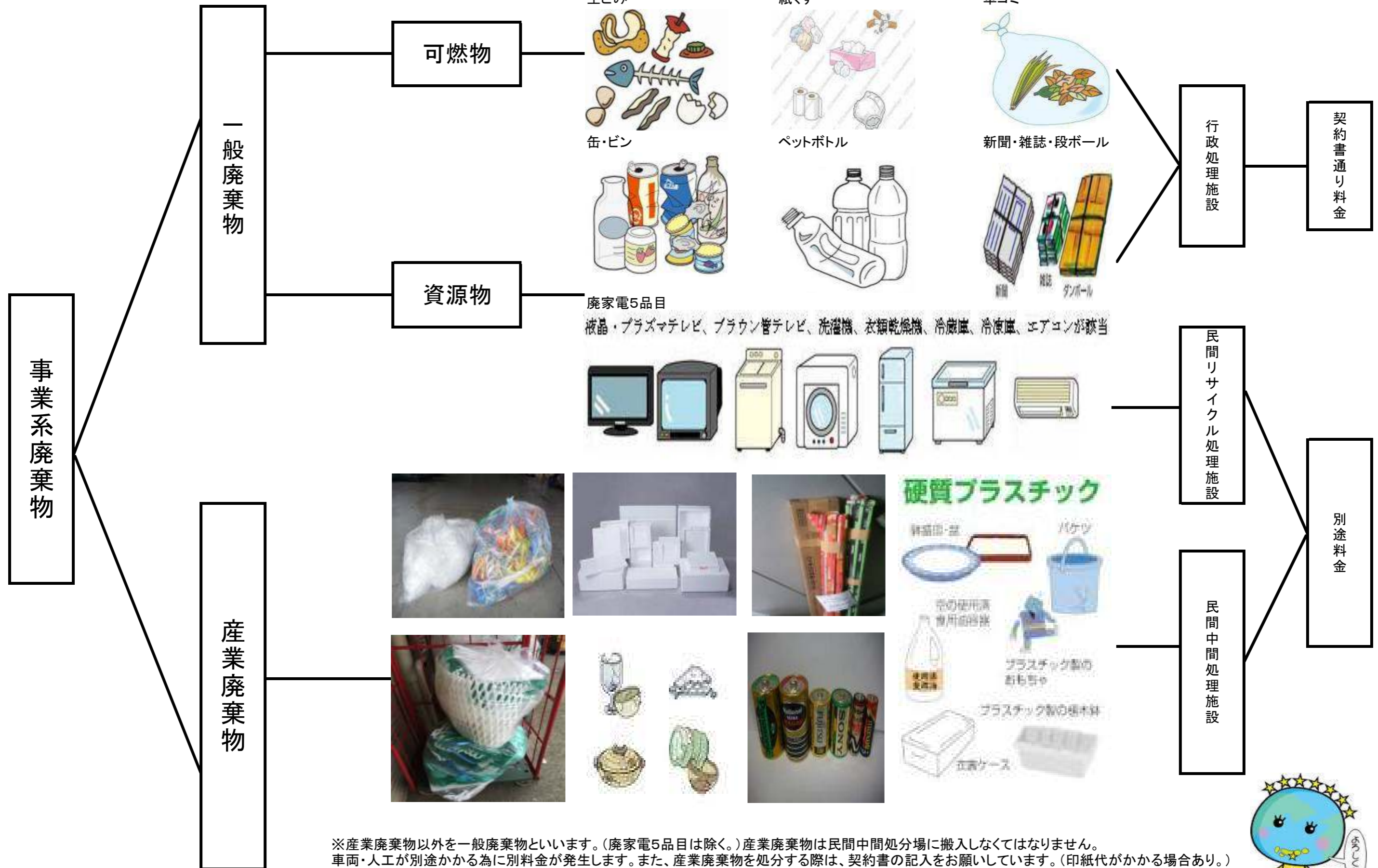


さいたま市事業ゴミの分別と出し方（基本例）



※産業廃棄物以外を一般廃棄物といいます。（廃家電5品目は除く。）産業廃棄物は民間中間処分場に搬入しなくてはなりません。車両・人工が別途かかる為に別料金が発生します。また、産業廃棄物を処分する際は、契約書の記入をお願いしています。（印紙代がかかる場合あり。）また、処分する際に産業廃棄物管理票（マニフェスト）伝票の記入をお願いします。

